雇用保険の基本手当(失業給付)を受給される皆さまへ

雇用保険の基本手当日額が変更になります ~令和4 年8 月 1 日から~

賃金日額・基本手当日額の変更について

雇用保険では、離職者の「賃金日額」^{*1}に基づいて「基本手当日額」^{*2}を算定しています。 賃金日額については上限額と下限額を設定しており、「毎月勤労統計」の平均定期給与額の 増減により、その額を変更します。

これに伴い、基本手当日額の算定基準が変わり、支給額が変更になる場合があります。対象になる方には、令和4年8月1日以降の認定日にお返しする受給資格者証に新「基本手当日額」を印字して、お知らせします。

- ※1 離職した日の直前の6か月に毎月決まって支払われた賃金から算出した金額。「雇用保険受給資格者証」(第1面)の14欄に記載されています。
- ※2 失業給付の1日当たりの金額。「雇用保険受給資格者証」(第1面)の 19 欄に記載されています。年齢区分などによって計算方法が異なります。詳しくは、裏面をご覧ください。

◆年齢区分に応じた賃金日額・基本手当日額の上限額

離職時の年齢	賃金日額の上限額 (円)		基本手当日額の上限額 (円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後 (前年度増減)
29 歳以下	13, 520	13, 670	6, 760	6,835 (+75)
30~44 歳	15, 020	15, 190	7, 510	7, 595 (+85)
45~59 歳	16, 530	16, 710	8, 265	8, 355 (+90)
60~64 歳	15, 770	15, 950	7, 096	7,177 (+81)

【例】

29 歳で賃金日額が 17,000 円の人は、<u>上限額(13,670 円)が適用されますので、</u>令和4年8月1日 以降分の基本手当日額(1日当たりの支給額)は、6,835 円となります。

◆賃金日額・基本手当日額の下限額

年齢	賃金日額の下限額 (円)		基本手当日額の下限額 (円)	
年 倒7	変更前	変更後	変更前	変更後(前年度増減)
全年齢	2, 577	2, 657	2, 061	2, 125 (+64)

〇基本手当日額の下限額は、年齢に関係なく、2,125円になります。



厚生労働省

都道府県労働局・ハローワーク

○基本手当日額の計算方法

賃金日額(w円)	給付率	基本手当日額(y円)		
◆離職時の年齢が 29 歳以下 (※1)				
2,657 円以上 5,030 円未満	80%	2,125 円~4,023 円		
5,030 円以上 12,380 円以下	80%~50%	4,024 円~6,190 円(※2)		
12,380 円超 13,670 円以下	50%	6,190 円~6,835 円		
13,670円(上限額)超	_	6,835円(上限額)		
◆離職時の年齢が 30~44 歳				
2,657 円以上 5,030 円未満	80%	2,125 円~4,023 円		
5,030 円以上 12,380 円以下	80%~50%	4,024 円~6,190 円(※2)		
12,380 円超 15,190 円以下	50%	6,190 円~7,595 円		
15, 190 円(上限額)超	_	7,595円(上限額)		
◆離職時の年齢が 45~59 歳				
2,657 円以上 5,030 円未満	80%	2,125 円~4,023 円		
5,030 円以上 12,380 円以下	80%~50%	4,024 円~6,190 円(※2)		
12,380 円超 16,710 円以下	50%	6,190 円~8,355 円		
16,710円(上限額)超	_	8,355円(上限額)		
◆離職時の年齢が 60~64 歳				
2,657 円以上 5,030 円未満	80%	2,125 円~4,023 円		
5,030 円以上 11,120 円以下	80%~45%	4,024 円~5,004 円(※3)		
11,120 円超 15,950 円以下	45%	5,004 円~7,177 円		
15, 950 円 (上限額) 超		7,177円(上限額)		

- ※1 離職時の年齢が65歳以上の方が高年齢求職者給付金を受給する場合も、この表を適用します。
- $2 y=0.8w-0.3\{(w-5,030)/7,350\}w$
- ※3 y=0.8w-0.35{(w-5,030)/6,090}w,y= 0.05w+4,448 のいずれか低い方の額

就業促進手当の上限額について

就業促進手当(就業手当、再就職手当、就業促進定着手当、常用就職支度手当)の算 定における上限額については、下表の通りになります。

◆就業手当の 1 日当たり支給額(基本手当日額の 30%)の上限額

年齢	変更前 (円)	変更後(前年度増減)(円)
59 歳以下	1, 836	1,857 (+21)
60~64 歳	1, 485	1,501 (+16)

◆再就職手当・就業促進定着手当・常用就職支度手当の算定における基本手当日額の上限額

年齢	変更前 (円)	変更後(前年度増減)(円)
59 歳以下	6, 120	6, 190 (+70)
60~64 歳	4, 950	5,004 (+54)